

<認定ルール運用状況一覧>

地域まちづくり組織名 協同組合横浜マーチャンダイジングセンター

地域まちづくりルール名 幸浦MDC地区まちづくり協定

ルールの認定日 平成22年3月25日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				廃棄物等施設を設けない。(9条1項)	東通りに面しては店舗等を配すること。(9条2項)	建築物の構造は耐火構造とする。(11条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(17条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(9条)	商流ブロックについて開口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(10条)	敷地境界・道路境界に門塀等は設けない。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を設ける。(8条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	①協議書類の提出	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ））	ルールの詳細な規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
	②協議終了 ③市への届出 ④措置要請 ⑤勧告	2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途		(配慮事項)									要請	
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

報告対象期日 物件ごと (平成25年7月31日提出)

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(5条1項)			敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)				敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)			
1	協議書類の提出年月日 24.5.8 24.5.9	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他() 建築等の概要 用途 倉庫	ルール の 詳細な 規定	○	○									
				(配慮事項)										
2	24.7.9 24.7.11	研究開発	ルール の 詳細な 規定	○										
				(配慮事項)										
3	24.6.23 24.9.12	食品製造の工場	ルール の 詳細な 規定	○										○
				(配慮事項)										
4	25.6.4 25.6.12	菓子製造工場及び販売所(予定)	ルール の 詳細な 規定	○										
				(配慮事項)										
5	25.6.5 25.6.12	焼き菓子工場・事務所	ルール の 詳細な 規定	○										
				(配慮事項)										
6			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
7			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
8			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
9			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
10			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成25年7月1日から平成25年9月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等に 関す ること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(第1項)	まちづくりの目標考え方に反しないこと(第2項)	壁面の位置の制限を守る。(第3条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(第4条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(第5条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は8%、300坪以上は60%とする。(第1条)	敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの。(第2条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(第3条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(第3条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(第4条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜環境管理計画配慮指針」を配慮する。(第5条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他() 建築等の概要 用途	ルール の 詳細な 規定	○	○									
		事務所・倉庫		(配慮事項)										
2	25.7.31 25.8.12	倉庫	ルール の 詳細な 規定	○										
				(配慮事項)										
3	25.9.1 25.9.11	化粧品製造の工場	ルール の 詳細な 規定	○	○				○					
				(配慮事項)										
4			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
5			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
6			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
7			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
8			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
9			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
10			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成25年10月1日から平成25年12月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(第1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(第2項)	壁面の位置の制限を守る。(1条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(第2条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(第3条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要用途		○	○									
		倉庫		(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
	① 協議書類 の提出年月日	行為の種類 1 建築（新築・ 増築・改築・そ の他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 （ ）	地区計画の建築物の用途の制限を順 守する他（第1項）		まちづくりの目標、考え方に反しない こと（第2項）	壁面の位置の制限を守る。（第3項）	敷地内の空地を良好な管理を行う。（第4項）	南、縦中央、北通に主要な出入口は設 けない。主要な出入口は横中央通りと する。（第5項）	商流ブロックについて間口率は300 坪以下は8%、300坪以上は60%とす る。（第1項）	敷地境界・道路境界に門塀等は開放性 のあるもの。（第2項）	東通り、西通りに面しては植栽帯と共 同歩道を幅1.5mずつ設ける他（第3項）	区域内の事業者は自己敷地又は共同 駐車場内に駐車する。（第3項）	看板については「看板設置指導基準」 に従い設置する。（第4項）	工場及び事業所等の新増設の際、「横 浜市環境管理計画配慮指針」を配慮す る。（第5項）
	② 協議終了 の年月日	建築等の概要 用途												
1	25.12.1 26.1.10	菓子製造工場及び 販売所の新築		○	○			○						○
				(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注）この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成26年4月1日から平成26年6月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(5条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(5条2項)	壁面の位置の制限を守る。(5条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(6条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	26.4.7 26.4.18	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途	大型自動車の販売 修理の増築	○	○		○							○
		(配慮事項)												
2	26.4.21 (未進出)	外資食肉加工業の 賃貸進出		○	○									△
		(配慮事項)臭い												
3	26.6.4 26.6.12	業務用米穀卸売業の 進出		○	○									
		(配慮事項)												
4	26.6.20 26.9.10	外資屋内看板販売業の 進出		○	○									
		(配慮事項)												
5	26.6.30 26.7.9	中華食品製造業の 進出		○	○									
		(配慮事項)												
6														
		(配慮事項)												
7														
		(配慮事項)												
8														
		(配慮事項)												
9														
		(配慮事項)												
10														
		(配慮事項)												

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 26 年 7 月 1 日から平成 26 年 9 月 31 日

案件番号	手続き 事項	建築等行為の 概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(5条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(5条2項)	壁面の位置の制限を守る。(4条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(6条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途		○	○		△							
				(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注）この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成26年10月1日から平成26年12月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(5条1項)	まちづくりの目標 考え方に反しないこと(5条2項)	壁面の位置の制限を守る。(4条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(6条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他() 建築等の概要 用途	ルール の 詳細な 規定	○	○									
		パン材料販売業の新築計画		(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(5条1項)	まちづくりの目標 考え方に反しないこと(5条2項)	壁面の位置の制限を守る。(5条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(6条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途		○	○								○	
				(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注）この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 27 年 7 月 1 日から平成 27 年 9 月 31 日

案件番号	手続き 事項	建築等行為の 概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(5条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途		○	○							○	○	
				(配慮事項)										
2	25.7.23 25.8.7	事務所・倉庫		○	○									
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注）この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 27 年 10 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日

案件番号	手続き 事項	建築等行為の 概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(5条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途	ルール の 詳細な 規定	○	○									
		倉庫		(配慮事項)										
2	27. 9. 30 27. 12. 9	事務所・倉庫	ルール の 詳細な 規定	○	○									
				(配慮事項)										
3			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
4			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
5			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
6			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
7			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
8			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
9			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										
10			ルール の 詳細な 規定											
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(5条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は30%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 28. 1. 12 28. 2. 10	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途 事務所・倉庫		○	○			○						○
2				(配慮事項)										
3				(配慮事項)										
4				(配慮事項)										
5				(配慮事項)										
6				(配慮事項)										
7				(配慮事項)										
8				(配慮事項)										
9				(配慮事項)										
10				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

－ ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注）この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日

案件番号	手続き 事項	建築等行為の 概要	ルール の 詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(7条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	協議書類の提出年月日 28.6.14 28.6.22	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途 倉庫	ルール の 詳細な規定	○	○		○					○		
				(配慮事項)										
2			ルール の 詳細な規定											
				(配慮事項)										
3			ルール の 詳細な規定											
				(配慮事項)										
4			ルール の 詳細な規定											
				(配慮事項)										
5			ルール の 詳細な規定											
				(配慮事項)										
6			ルール の 詳細な規定											
				(配慮事項)										
7			ルール の 詳細な規定											
				(配慮事項)										
8			ルール の 詳細な規定											
				(配慮事項)										
9			ルール の 詳細な規定											
				(配慮事項)										
10			ルール の 詳細な規定											
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注）この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 28 年 7 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日

案件番号	手続き 事項	建築等行為の 概要	ルール の詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等に関 すること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (6 条 1 項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (6 条 2 項)	壁面の位置の制限を守る。(7 条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8 条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10 条)	商流ブロックについて間口率は 300 坪以下は 80%、300 坪以上は 60%とする。(11 条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12 条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅 1.5m ずつ設ける他 (6 条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13 条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14 条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15 条)
1	① 協議書類の提出年月日 28. 8. 2 28. 9. 20	② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 () 建築等の概要 用途 倉庫	○	○									
2				(配慮事項)										
3				(配慮事項)										
4				(配慮事項)										
5				(配慮事項)										
6				(配慮事項)										
7				(配慮事項)										
8				(配慮事項)										
9				(配慮事項)										
10				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (6 条 1 項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (6 条 2 項)	壁面の位置の制限を守る。(7 条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8 条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10 条)	商流ブロックについて間口率は 300 坪以下は 80%、300 坪以上は 60% とする。(11 条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの (12 条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅 1.5m ずつ設ける他 (6 条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13 条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14 条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15 条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途		○	○		○					○	○	
				(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注）この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 29 年 10 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日

案件番号	手続き 事項	建築等行為の 概要	ルール の詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等に関 すること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (6 条 1 項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (6 条 2 項)	壁面の位置の制限を守る。 (7 条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。 (8 条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする (10 条)	商流ブロックについて間口率は 300 坪以下は 80%、300 坪以上は 60% とする。 (11 条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの (12 条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅 1.5m ずつ設ける他 (6 条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。 (13 条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。 (14 条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。 (15 条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 () 建築等の概要 用途		○	○		○						○	○
				(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(7条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途		○	○							○		
				(配慮事項)										
2	30. 1. 6 30. 2. 14	事務所倉庫の新築		○	○	○	○			○		○	○	○
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

－ ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成30年4月1日から平成30年6月30日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化等 に 関すること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他（6条1項）	まちづくりの目標、考え方に反しないこと（6条2項）	壁面の位置の制限を守る。（7条）	敷地内の空地を良好な管理を行う。（8条）	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする（10条）	商流ブロックについて開口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。（11条）	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの（12条）	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他（9条）	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。（13条）	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。（14条）	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜環境管理計画配慮指針」を配慮する。（15条）
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日 30.4.26 30.5.10	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途 看板の変更、店舗内装の変更	ルール の詳細な規定	○	○		○					○	○	
				(配慮事項)										
2			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
3			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
4			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
5			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
6			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
7			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
8			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
9			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
10			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成30年6月1日から平成30年9月30日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)			敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)				東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(9条)	区域内の事業者は白〇敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他() 建築等の概要 用途	ルール の詳細な規定	〇	〇		〇				〇	〇	〇	
		害虫駆除、消毒業務の事務所建築		(配慮事項)										
2	30.9.10 30.9.12	看板の変更、店舗内装の変更	ルール の詳細な規定	〇	〇							〇	〇	
				(配慮事項)										
3			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
4			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
5			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
6			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
7			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
8			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
9			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
10			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成29年10月1日から平成29年12月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な規定	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(1条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて開口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(9条)	区域内の事業者は白「敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)」	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ）												
		建築等の概要 用途												
2	30.9. 1 30.10.10	看板の変更、店舗内装の変更												
		(配慮事項)												
3	30.10.29 30.11.14	内装の変更												
		(配慮事項)												
4														
		(配慮事項)												
5														
		(配慮事項)												
6														
		(配慮事項)												
7														
		(配慮事項)												
8														
		(配慮事項)												
9														
		(配慮事項)												
10														
		(配慮事項)												

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 平成31年1月1日から平成31年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他				
				1	2	3	1	2	3	4		1	1	2	3	
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他（6条一項）			敷地内の空地を良好な管理を行う。（8条）					敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの（12条）	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他（9条）	区域内の事業者は白「敷地又は共同駐車場内に駐車する。（13条）」	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。（14条）	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。（15条）
① 協議書類の提出年月日	② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ）														
		建築等の概要 用途 倉庫・車庫の増築														
1	31. 1. 31 31. 2. 13															
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和2年1月1日から令和2年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(9条1項)			敷地内の空地进行良好な管理を行う。(9条)				敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(9条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(10条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他() 建築等の概要用途		○	○								○	
		看板の変更、店舗内装の変更		(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

ー ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和2年6月1日から令和2年9月30日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(9条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(9条2項)	壁面の位置の制限を守る。(1条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(9条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	2.8.17 2.9.9	店舗内装の変更		○	○		○							
				(配慮事項)										
2	2.8.20 2.9.9	看板の変更、倉庫一部改修		○	○	○				○	○	○	○	○
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日

案件番号	手続き 事項	建築等行為の 概要	ルール の 詳細な 規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(9条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(9条2項)	壁面の位置の制限を守る。(1条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途 昇降機の設置		○	○	○	○					○	○	○
				(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

－ ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注）この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和3年4月1日から令和3年6月30日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化等 に 関 す る こ と	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(9条1項)			敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)				敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他() 建築等の概要 用途	店舗内装の変更	○	○								○	
				(配慮事項)										
2	3.4.12 3.5.13	看板の変更、倉庫内装改修		○	○	○					○	○	○	○
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和3年7月1日から令和4年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化等 に 関すること	その他			
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3	
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)			敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)				敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新增設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途 看板の変更、倉庫内装改修		○	○	○					○	○	○		
	4.3.3 4.3.9			(配慮事項)											
2															
				(配慮事項)											
3															
				(配慮事項)											
4															
				(配慮事項)											
5															
				(配慮事項)											
6															
				(配慮事項)											
7															
				(配慮事項)											
8															
				(配慮事項)											
9															
				(配慮事項)											
10															
				(配慮事項)											

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注）この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和4年4月1日から令和4年6月30日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等関 すること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(7条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする。(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの。(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	協議書類の提出年月日 4.3.28 4.4.13	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他() 建築等の概要 用途 店舗内装の変更	ルール の詳細な規定	○	○								○	
				(配慮事項)										
2	4.4.26 4.5.13	看板の変更、倉庫内装改修	ルール の詳細な規定	○	○	○					○	○	○	○
				(配慮事項)										
3			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
4			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
5			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
6			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
7			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
8			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
9			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										
10			ルール の詳細な規定											
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

運用基準第 21 号様式(地域まちづくりルール運用状況報告 別紙) (V-2-(3))

協同組合横浜マーチャンダイジングセンター

幸浦MDC地区まちづくり協定

報告対象期日 令和4年7月1日から令和5年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	建物に関する事			敷地・設備等に関する事				緑化等に関する事	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(7条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他() 建築等の概要 用途	ルールの詳細な規定	○	○	○					○	○	○	
		看板の変更 等		(配慮事項)										
2	4.12.19 5.2.8	看板の変更 等	ルールの詳細な規定	○	○	○					○	○	○	
				(配慮事項)										
3	5.2.20 5.3.8	看板の変更、建物の改築等(予定)	ルールの詳細な規定	○	○	○					○	○	○	
				(配慮事項)										
4			ルールの詳細な規定											
				(配慮事項)										
5			ルールの詳細な規定											
				(配慮事項)										
6			ルールの詳細な規定											
				(配慮事項)										
7			ルールの詳細な規定											
				(配慮事項)										
8			ルールの詳細な規定											
				(配慮事項)										
9			ルールの詳細な規定											
				(配慮事項)										
10			ルールの詳細な規定											
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

地域まちづくりルール運用状況報告書

令和 6 年 3 月 29 日

（報告先）

横浜市長 山 中 竹 春 様

報告者 協同組合横浜マーチャンダイジングセンター
横浜市金沢区幸浦二丁目 26 番 1 号
理事長 木 村 仁
電話番号 （045）784-1501

地域まちづくりルールに関する協議等の概要等（ルールの運用状況）に関して、報告いたします。

運用状況	運用基準第 21 号様式
報告の対象期日	令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日
その他 特記事項	協議件数：1 件 相談件数：1 件 ◎食品加工業の建物賃借進出（R5.6.14）

- （注意）1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この報告書には、報告に必要な書類を添付してください。
- 3 条例施行規則第 32 条第 2 号に基づき、この報告の内容を取りまとめた書類を作成し、インターネットの利用等により公表します。

地域まちづくりルール運用状況報告書

令和 6 年 3 月 29 日

（報告先）

横浜市長 山 中 竹 春 様

報告者 協同組合横浜マーチャンダイジングセンター
横浜市金沢区幸浦二丁目 26 番 1 号
理事長 木 村 仁
電話番号 (045) 784-1501

地域まちづくりルールに関する協議等の概要等（ルールの運用状況）に関して、報告いたします。

運用状況	運用基準第 21 号様式
報告の対象期日	令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
その他 特記事項	協議件数：2 件 相談件数：2 件 ◎珈琲豆等の卸売業の持分譲受けによる進出(R6.2.14) ◎会社分割による事業承継に伴う土地建物所有権名義変更 (R6.3.13)

- （注意）1 代表者が法人その他の団体である場合は、代表者住所及び代表者氏名は、当該法人その他の団体の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 この報告書には、報告に必要な書類を添付してください。
- 3 条例施行規則第 32 条第 2 号に基づき、この報告の内容を取りまとめた書類を作成し、インターネットの利用等により公表します。

報告対象期日 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルール の詳細な規定	建物に 関すること			敷地・設備等に 関すること				緑化 等に 関す こと	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (6 条 1 項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (6 条 2 項)	壁面の位置の制限を守る。 (7 条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。 (8 条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする (10 条)	商流ブロックについて間口率は 300 坪以下は 80%、300 坪以上は 60%とする。 (11 条)	敷地境界・道路境界に門扉等は開放性のあるもの (12 条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅 1.5m ずつ設ける他 (9 条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。 (13 条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。 (14 条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。 (15 条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 () 建築等の概要 用途		○	○							○	○	○
		看板の変更、建物内装改修												
				(配慮事項)										
2														
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

＝ ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和5年7月1日から令和6年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他			
				1	2	3	1	2	3	4		1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(7条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの(12条)		東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	① 協議書類の提出年月日 ② 協議終了の年月日	行為の種類 1 建築（新築・増築・改築・その他（ ）） 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他（ ） 建築等の概要 用途		☐	☐	☐					☐	☐	☐		
		(配慮事項)													
2	6.2.20 6.3.13	看板の変更 等		☐	☐							☐	☐		
		(配慮事項)													
3															
		(配慮事項)													
4															
		(配慮事項)													
5															
		(配慮事項)													
6															
		(配慮事項)													
7															
		(配慮事項)													
8															
		(配慮事項)													
9															
		(配慮事項)													
10															
		(配慮事項)													

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他 (6 条 1 項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと (6 条 2 項)	壁面の位置の制限を守る。 (7 条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。 (8 条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする (10 条)	商流ブロックについて間口率は 300 坪以下は 80%、300 坪以上は 60% とする。 (11 条)	敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの (12 条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅 1.5 m ずつ設ける他 (6 条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。 (13 条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。 (14 条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜環境管理計画配慮指針」を配慮する。 (15 条)
1	6.3.6 6.4.10	行為の種類 1 建築 (新築・増築・改築・その他 ()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他 () 建築等の概要 用途		○	○	○					○	○	○	
		看板の変更、内装改修		(配慮事項)										
2	6.3.7 6.4.10	製造工場の建築		○	○	○					○	○	○	○
				(配慮事項)										
3														
				(配慮事項)										
4														
				(配慮事項)										
5														
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例：○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。

報告対象期日 令和6年7月1日から令和7年3月31日

案件番号	手続き事項	建築等行為の概要	ルールの詳細な規定	建物に関すること			敷地・設備等に関すること				緑化等に関すること	その他		
				1	2	3	1	2	3	4	1	1	2	3
				地区計画の建築物の用途の制限を順守する他(6条1項)	まちづくりの目標、考え方に反しないこと(6条2項)	壁面の位置の制限を守る。(7条)	敷地内の空地を良好な管理を行う。(8条)	南、縦中央、北通に主要な出入口は設けない。主要な出入口は横中央通りとする(10条)	商流ブロックについて間口率は300坪以下は80%、300坪以上は60%とする。(11条)	敷地境界・道路境界に門塀等は開放性のあるもの(12条)	東通り、西通りに面しては植栽帯と共同歩道を幅1.5mずつ設ける他(6条)	区域内の事業者は自己敷地又は共同駐車場内に駐車する。(13条)	看板については「看板設置指導基準」に従い設置する。(14条)	工場及び事業所等の新増設の際、「横浜市環境管理計画配慮指針」を配慮する。(15条)
1	6.6.21 6.7.10	行為の種類 1 建築(新築・増築・改築・その他()) 2 開発行為 3 宅地造成 4 工作物の建設 5 その他() 建築等の概要 用途		○	○	○					○	○	○	○
		事務所・倉庫等の建築		(配慮事項)										
2	6.8.26 6.9.11	内装の改修		○	○	○						○	○	
				(配慮事項)										
3	6.10.25 6.11.13	内装の改修		○	○	○						○	○	
				(配慮事項)										
4	6.12.20 7.2.12	土地建物の所有者の変更		○	○	○					○	○		
				(配慮事項)										
5	6.12.20 7.2.12	看板の変更		○	○	○					○	○	○	
				(配慮事項)										
6														
				(配慮事項)										
7														
				(配慮事項)										
8														
				(配慮事項)										
9														
				(配慮事項)										
10														
				(配慮事項)										

凡例: ○ ルールに適合している事項 △ ルールに配慮した事項

— ルールに関係しない事項 × ルールに適合しなかった事項

注) この様式は、各地域まちづくりルールの内容に応じて、適宜修正して作成することができます。